

和解の成立について

熊本市立中学校で起きたいじめ事案に係る損害賠償請求事件について、熊本地方裁判所の和解勧告に従い、次のとおり和解を成立させる。

熊本市長 大 西 一 史

1 相手方

熊本市立中学校の生徒であった男性

2 事件名

平成30年(ワ)第231号 国家賠償請求事件

3 主な請求内容

相手方は、市に対し、金500万円及びこれに対する訴状到達の日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を請求する。

4 和解条項

- (1) 市は、相手方が在学していた熊本市立中学校において相手方に対するいじめが発生した際、相手方の同中学校在学中、個々のいじめ行為に対して適切な対処ができなかったこと、及びその後もいじめの全体的解決に向けた適切な方策を執ることができなかったことについて、相手方に対して謝罪し、今後、熊本市立の中学校において、本件と同様のいじめが発生しないよう、再発防止に努めるものとする。
- (2) 市は、相手方に対し、損害賠償金として、60万円の支払義務があることを認め、相当期間内にこれを支払う。
- (3) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (4) 相手方と市は、相手方と市との間に、本件に関し、本和解条項に定める以外何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は、各自の負担とする。

(提出理由)

熊本市立中学校で起きたいじめ事案に係る損害賠償請求事件について、熊本地方裁判所の和解勧告に従い、和解を成立させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。